

近畿地方メディア連携協議会

規 約

(名称)

第1条 本会は、「近畿地方メディア連携協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、テレビやラジオ、新聞等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、住民の理解と行動につなげるための取組を関係者で連携して実施するため、各機関での取組内容の共有と、連携関係の構築を図るとともに、近畿地方における取組の方向性をとりまとめることを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、別紙で掲げる水害・土砂災害ハザード・リスク情報を発信・伝達する行政、メディア関係者で構成する。

(協議会)

第4条 協議会は、国土交通省近畿地方整備局河川部水災害予報センター長が招集する。

(協議会の公開)

第5条 協議会は、原則として公開とし、会議資料及び議事概要は、その公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合を除き、国土交通省近畿地方整備局ホームページで公開する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局及び議事進行は、国土交通省近畿地方整備局河川部が行う。

(その他)

第7条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会において定める。

(付則)

この規約は、令和元年6月12日から施行する。

この規約は、令和2年7月31日から施行する。

参加団体一覧（五十音順）

株式会社 朝日新聞社

朝日放送テレビ 株式会社

大阪放送 株式会社

関西テレビ放送 株式会社

株式会社 神戸新聞社

株式会社 産業経済新聞社 大阪本社

株式会社 奈良新聞社

株式会社 日刊建設工業新聞社

株式会社 日刊建設産業新聞社

株式会社 日刊建設通信新聞社

日本放送協会 大阪放送局

びわ湖放送 株式会社

株式会社 福井新聞社

株式会社 毎日新聞社

株式会社 毎日放送

株式会社 読売新聞 大阪本社

読賣テレビ放送 株式会社

事務局：国土交通省近畿地方整備局河川部

水災害予報センター

河川計画課

河川管理課

気象庁大阪管区气象台